

應劭『風俗通義』十反篇訳注稿（下）

道家 春代

本稿は、後漢應劭『風俗通義』第五、十反篇の訳注である。

- （上）（中）は『名古屋大學中國語學文學論集』第二十二輯（二〇一〇年十二月）、第二十三輯（二〇一一年十二月）に掲載した。本文には原則として吳樹平『風俗通義校釋』（天津人民出版社、一九八〇年）を用い、香港中文大學中國文化研究所『風俗通義逐字索引』（香港・商務印書館、一九九六年）、王利器『風俗通義校注』（中華書局、一九八一年）、趙泓『風俗通義全訳』（貴州人民出版社、一九九八年）、及び季嘉玲「風俗通義校注」（『臺灣師範大學研究所集刊』第二十一號、一九七七年）を参照した。残念ながら朱季海『風俗通義校箋』（學術書林、一九九六年）、は入手できず、見ることができなかった。

目次

- 7（聘士彭城姜肱伯淮、京兆韋著休明…）
8（趙相汝南李統少幼…）
9（蜀郡太守潁川劉勝季陵…）
7（聘士彭城姜肱伯淮、京兆韋著休明…）
聘士彭城姜肱伯淮（1）、京兆韋著休明（2）、靈帝踐祚、太后臨朝、陳・竇以忠見害（3）。中常侍（4）曹節秉國之權（5）、大作威福（6）、冀寵名賢、以弭己謗。於是起家肱爲犍爲太守（7）、著東海相。肱告其人、「吾以虛獲實、蘊藉馨價。盛明之際、尚不委質、況今政在家哉（8）。」遂乘桴浮海（9）、莫知其極。而著驩以承命、駕言宵征（10）。民不見德、唯戮是聞（11）、

論輸左校(12)。

謹按、易稱「君子之道、或出或處、或默或語(13)」。傳曰「朝廷之人、入而不能出、山林之士、往而不能返(14)」言各有長也(15)。孔子嘉虞仲·夷逸作者七人(16)、亦終隱約(17)。姜肱高尚其事(18)、見得思義(19)、豈不綽綽有餘裕哉(20)。韋著邁種其德(21)、少有云補可也。虐刑以逞(22)、民心怨痛、德薄位尊、力小任重(23)、古人懼旃(24)、鮮能不及矣。

〔注〕

(1) 『後漢書』周黃徐姜申屠列傳「姜肱字伯淮、彭城廣戚人也。家世名族。肱與二弟仲海·季江、俱以孝行著聞。其友愛天至、常共臥起。：肱博通五經、兼明星緯、士之遠來就學者三千餘人。諸公爭加辟命、皆不就。二弟名聲相次、亦不應徵聘、時人慕之。：後與徐釋俱徵、不至。桓帝乃下彭城使畫工圖其形狀。肱臥於幽闇、以被韜面、言患眩疾、不欲出風。工竟不得見之。中常侍曹節等專執朝事、新誅太傅陳蕃·大將軍竇武、欲借寵賢德、以釋衆望、乃白徵肱爲太守。肱得詔、乃私告其友曰『我以虛獲實、遂藉聲價。明在上、猶當固其本志、況今政在闇豎、夫何爲哉。』乃隱身遯命、遠浮海濱。再以玄纁聘、不就。即拜太中大夫、詔書至門、肱使家人對云『久病就醫。』遂羸服間行、竄伏青州界中、賣卜給食。召

命得斷、家亦不知其處、歷年乃還。年七十七、熹平二年(一七三)

終于家。弟子陳留劉操追慕肱德、共刊石頌之。」同「徐穉字孺子、豫章南昌人也。：延熹二年(二五九)、尚書令陳蕃·僕射胡廣等上疏薦穉等曰『：伏見處士豫章徐穉·彭城姜肱·汝南袁閔·京兆韋著·潁川李曇、德行純備、著于人聽。若使擢登三事、協亮天工、必能翼宣盛美、增光日月矣。』桓帝乃以安車玄纁、備禮徵之、並不至。」『後漢書』郡國志三によれば、彭城國は徐州に属する。

(2) 『後漢書』伏侯宋蔡馮趙牟韋列傳(一韋)豹子著、字休明。少以

經行知名、不應州郡之命。大將軍梁冀辟、不就。延熹二年、桓帝公車備禮徵、至霸陵、稱病歸、乃入雲陽山、采藥不反。有司舉奏加罪、帝特原之。復詔京兆尹重以禮敦勸、著遂不就徵。靈帝即位、中常侍曹節以陳蕃·竇氏既誅、海內多怨、欲借寵時賢以爲名、白帝就家拜著東海相。詔書逼切、不得已、解巾之郡。政任成刑、爲受罰者所奏、坐論輸左校。又後妻恚恣亂政、以之失名、竟歸、爲姦人所害、隱者恥之。」

(3) 『後漢書』孝靈帝紀「孝靈皇帝諱宏、肅宗玄孫也。：桓帝崩、無子、皇太后與父城門校尉竇武定策禁中、使守光祿大夫劉儵持節、將左右羽林至河間奉迎。建寧元年(二六八)春正月壬午、城門校尉竇武爲大將軍。己亥、帝到夏門亭、使竇武持節、以王青蓋車迎

入殿中。庚子、卽皇帝位、年十二。改元建寧。以前太尉陳蕃爲太

傅、與竇武及司徒胡廣參錄尚書事。：九月辛亥、中常侍曹節矯詔

誅太傅陳蕃・大將軍竇武及尚書令尹勳・侍中劉瑜・屯騎校尉述、

皆夷其族。皇太后遷于南宮。」李注「太后與竇武密謀欲誅曹節、

今武等既誅、故太后被遷。」

(4) 『後漢書』百官志三「少府、卿一人、中二千石。：中常侍、千石。

本注曰、宦者、無員。後增秩比二千石。掌侍左右、從入內宮、贊

導內衆事、顧問應對給事。」

(5) 『後漢書』宦者列傳「曹節字漢豐、南陽新野人也。其本魏郡人、

世吏二千石。順帝初、以西園騎遷小黃門。桓帝時、遷中常侍、奉

車都尉。建寧元年、持節將中黃門虎賁羽林千人、北迎靈帝、陪乘

入宮。及卽位、以定策封長安鄉侯、六百戶。時竇太后臨朝、后父

大將軍武與太傅陳蕃謀誅中官、節與長樂五官史朱瑀：等十七人、

共矯詔以長樂食監王甫爲黃門令、將兵誅武・蕃等、事已具蕃・武

傳。節遷長樂衛尉、封育陽侯、增邑三千戶。」

(6) 『尚書』洪範「惟辟作福、惟辟作威、惟辟玉食。臣無有作福作威

玉食。臣之有作福作威玉食、其害于而家、凶于而國、人用側頗僻、

民用僭忒。」孔傳「言惟君專威福、爲美食。」『漢書』諸侯王表「王

莽：因母后之權、假伊周之稱、顯作威福廟堂之上、不降階序而運

天下。」

(7) 王利器「家」を「姜」に改める。吳樹平は韋著本傳に「白帝就

家拜著東海相」とあるのを引き「家」を是とする。注(2)参照。

蔡邕「姜伯淮碑」に「又家拜犍爲太守、太中大夫、先生盤桓育德、

莫之肯就」とある。郡國志五によれば、犍爲郡は益州に属する。

(8) 『初學記』海二「乘桴」に引く『風俗通』は「今政在私門、夫何

爲哉」とする。『春秋左氏傳』昭公三年「政在家門、民無所依。」

杜注「大夫專政。」

(9) 『論語』公冶長「子曰道不行、乘桴浮于海、從我者、其由與。」

(10) 『詩經』召南小星「肅肅宵征、夙夜在公。」

(11) 『春秋左氏傳』僖公二十三年「卜偃稱疾不出曰『周書有之、乃大

明服。己則不明、而殺人以逞、不亦難乎。民不見德、而唯戮是聞、

其何後之有。』

(12) 『史記』黥布列傳「布已論輪麗山。」正義「言布論決受黥竟、麗

山作陵也。時會稽郡輪身徒。」『後漢書』百官志四「將作大匠一人、

二千石。：掌修作宗廟・路寢・宮室・陵園木土之功、并樹桐梓之

類列于道側。丞一人、六百石。左校令一人、六百石。本注曰掌左

工徒。丞一人。」

(13) 『易』繫辭上「同人、先號咷而後笑。子曰『君子之道、或出或處、

或默或語。二人同心、其利斷金。同心之言、其臭如蘭。』

(14) 『韓詩外傳』「朝廷之士爲祿、故入而不出、山林之士爲名、故往而不返。入而不能出、往而不能返。」

(15) 『漢書』王貢兩龔鮑傳「贊曰、易稱『君子之道、或出或處、或默或語。』言其各得道之一節、譬諸草木、區以別矣。故曰山林之士、往而不能返、朝廷之士、入而不能出、二者各有所短。」

(16) 『論語』憲問「子曰賢者辟世、其次辟地、其次辟色、其次辟言。子曰作者七人矣。」微子「逸民、伯夷・叔齊・虞仲・夷逸・朱張・柳下惠・少連。子曰不降其志、不辱其身、伯夷・叔齊與。謂柳下惠・少連、降志辱身矣。言中倫、行中慮、其斯而已。謂虞仲・夷逸、隱居放言、身中清、廢中權。我則異於是、無可無不可。」

(17) 『後漢書』宣張二王杜郭吳承鄭趙列傳「趙」典少篤行隱約、博學經書、弟子自遠方至。」李注「隱猶靜也。約、儉也。」

(18) 『易』蠱「上九、不事王侯、高尚其事。象曰不事王侯、志可則也。」『後漢書』逸民列傳「易稱『遯之時義大矣哉。』」又曰「不事王侯、高尚其事。」是以堯稱則天、不屈潁陽之高、武盡美矣、終全孤竹之潔。」

(19) 『論語』季氏「孔子曰君子有九思、視思明、聽思聰、色思溫、貌思恭、言思忠、事思敬、疑思問、忿思難、見得思義。」

(20) 『詩經』小雅角弓「此令兄弟、綽綽有裕、不令兄弟、交相爲瘡。」

毛傳「綽綽寬也、裕饒、瘡病也。」『孟子』公孫丑下「吾聞之也、有官守者、不得其職則去、有言責者、不得其言則去。我無官守、我無言責也、則吾進退、豈不綽綽然有餘裕哉。」

(21) 『春秋左氏傳』莊公八年「公曰、不可。我實不德、齊師何罪、罪我之由。夏書曰『皐陶邁種德。德乃降。』姑務脩德、以待時乎。」

杜注「夏書、逸書也。稱皐陶能勉種德。邁勉也。」

(22) 注(11)參照。

(23) 繫辭下「子曰德薄而位尊、知小而謀大、力小而任重、鮮不及矣。」

(24) 「旃」、「之焉」二字をつづめて一字にしたもの。「これを」の意。

〔訳〕

彭城の姜肱字伯淮と京兆の韋著字休明は、度々のお召しにも応じない聘士であった。靈帝が桓帝の後を嗣いで即位すると、竇太后が朝廷に臨んで政務を執ったが、太傅陳蕃と大將軍竇武は曹節ら宦官を中滅しようとして逆に殺害されてしまった。中常侍曹節は国権を掌握し、大いに権勢を誇ったが、名声の高い賢人を取り立てて自分への誹謗を和らげようとした。そこで出仕せず家居していた姜肱を召して犍為郡太守に、韋著を東海国相に任じた。姜肱は「私は虚名によつて実利(官

位)を得ることになる。名声評価を有り余るほど得ながら、盛明の御代でさえ出仕しなかったのに、ましてや今政治は權勢家に握られているのだから応じることはできない」と友人に告げ、世を逃れ椗に乗って海に出て行方をくりました。一方韋著は喜んで命を承け、いそいそとお召し車にのって朝廷に駆けつけた。しかし東海国の民は彼の徳政を見ることはできず、ただ苛酷な刑罰を聞くのみだった。韋著は結局刑罰を受けたものに訴えられ、将作大匠の下、左校として労役という判決を下された。

謹んで考察いたします。『易』は「君子の道には、出仕するのとならないのと、政治に対し沈黙するのと語るのがある」と、それぞれの道を認めている。また『韓詩外伝』に「朝廷の士は、入朝したら出ることはできず、山林に隠れる士は、山林に赴いたら戻ることができない」という。これらはそれぞれに一長一短があることをいう。孔子は虞仲・夷逸ら隠逸者七人を誉めたが、彼らはやはり最後まで静かに隠れ通した。姜肱は『易』に従って出仕せず、高潔な生き方を貫き、孔子の「九思」の教えに従って、利益を見たときは正義を見極めた。なんと余裕綽綽な身の処し方ではあるまいか。韋著は東

海国相となり阜陶のように務め励んだが、政治の補益になることをほとんどしなかっただけならまだしも、刑罰を濫用し、民の心は苦しみ怨んだ。「徳が薄いのに尊位につき、力が小さいのに責任が重いと、身に災難が及ぶのはさけられない」と古人は懼れたが、彼が刑罰を受けたのはそのとおりだった。

8 (趙相汝南李統少幼…)

趙相汝南李統少幼(1)、爲冀州刺史阮況(2)所奏耳目不聰明。股肱掾史咸用忿憤、欲詣闕自理。統聞知之、歷收其家、遣吏追還曰「相久忝重任、負於素餐(3)、年漸七十、禮在懸車(4)。頃被疾病、念存首丘(5)、比自乞歸、未見聽許。州家幸能爲、相得去、實上願也。」居無幾、果徵。時冀州有疑獄(6)、章帝見問統、統處當詳平、克厭上心(7)。帝曰「君大聰明、刺史侵君。」統曰「臣受國厚恩、官尊祿重、不能自竭、有以報稱。久抱重疾、氣力羸露、耳聾目眩、守虛隕越、自分奄忽填壑(8)、猥得承望闕廷、親見御座、不勝其喜。權時有瘳、辭出之後、必復故也、刺史不侵臣也。」上悅其遜、即日免況、拜統侍中(9)。

〔注〕

(1) 郡國志二によれば、趙國は冀州に属する。李統は『後漢書』に名無し。

(2) 『後漢書』任李萬邳劉耿列傳「更始至洛陽、以(任)光爲信都太守。及王郎起、郡國皆降之、光獨不肯、遂與都尉李忠・令萬脩・功曹阮況・五官掾郭唐等同心固守。：後阮況爲南陽太守、郭唐至河南尹、皆有能名。」

(3) 『詩經』魏風伐檀「彼君子兮、不素餐兮。」毛傳「素空也。」

(4) 『禮記』曲禮上「大夫七十而致事。」鄭注「致其所掌之事於君而告老。」『白虎通』致仕「臣年七十、懸車致仕者、臣以執事趨走爲職、七十陽道極、耳目不聰明、跛踣之屬、是以退老去、避賢者路、所以長廉遠恥也。懸車、示不用也。致事者、致其事於君、君不使退而自去者、尊賢者也。故曲禮曰大夫七十而致仕、王制曰七十致政。」

(5) 『禮記』檀弓上「大公封於營丘、比及五世、皆反葬於周。君子曰『樂、樂其所自生。禮、不忘其本。』古之人有言曰『狐死正丘首、仁也。』」

(6) 『禮記』王制「疑獄、汜與衆共之、衆疑赦之。」疏「疑獄、謂事可疑難斷者也。汜廣也。己若疑彼罪而不能斷決、當廣與衆庶共論

決之也。」

(7) 『國語』周語下「帥象禹之功、度之于軌儀、莫非嘉績、克厭帝心。」韋注「克能也、厭合也。」

(8) 『戰國策』趙策四「雖少、願及未填溝壑而託之。」鮑彪曰「死則填壑。」

(9) 百官志三「少府：侍中、比二千石。本注曰無員。掌侍左右、贊導衆事、顧問應對。」

〔訳〕

汝南の李統字少幼が趙國の相であった時、趙國を管轄する冀州刺史の阮況によって「老齡になり耳目不聰明のため引退させるべき」と奏上された。腹心の属吏たちはみな憤慨し、都に弁明しに行くことした。李統はそれを聞き知ると彼らをみな自分の家に集め、すでに都に向かっていたものを、吏に追いかけて連れ戻して云った、「忝なくもながらく重任に就き、俸給泥棒の名を負っていました。七十という年齢になれば、自ら退任して車を片付けるのが礼の決まりです。近頃は病も得たので、故郷で終わりを迎えたく思い、辞職を願っていたのに、まだお許しが出なかつたのです。」退任して自宅に帰ってほどなく、案の定お召しがあつた。ちようどその時

冀州に裁断の難しい案件があり、章帝が李統を呼び意見を聞いたところ、李統の論断は詳細且つ公平だったので、章帝の意になかった。帝が「貴公は大変目も耳もはっきりしているのに、冀州刺史が貶めたのだな」というと、李統はいった、「私は国の厚恩を受け、高い官位と重い俸禄をいただきましたが、力を尽くしてそれに十分報いることができませんでした。ながらく重病を抱えていて、気血も体力も衰え、耳も目も不由になり、心神も衰弱し、自分でもはかなく谷底に落ちることになるのではと思っております。深慮もなくこうして朝廷のお召しを受け、上様に直々にお目通りいただきましたが、退喜びに堪えません。今たまたま体調が良くなりましたが、退出致しましたあとは、必ずや元通りになってしまおうでしょう。刺史殿が私を貶めたのではございません。」帝はその謙遜が気に入りに、即日刺史阮況を罷免し、李統を侍中に任命した。

司徒九江朱伉(1)、以年老爲司隸虞詡(2)所奏耳目不聰明、見掾屬大怒、曰「顛而不扶、焉用彼相(3)。君勞臣辱、何用爲。」於是東閣祭酒(4)周舉(5)曰「昔聖帝明王、莫不歷象日月星辰(6)、以爲鏡戒。熒惑(7)比有變異、豈能手書、密以

上聞。」伉曰「可自力也。」舉爲創草、「臣聞易曰『天垂象、見吉凶。觀乎天文、以察時變(8)。』臣竊見九月庚辰、今月丙辰、過熒惑於東井(9)、辟金光輝合并、移時乃出(10)。臣經術淺末、不曉天官(11)、見其非常、昭昭(12)再見、誠竊怪之、誠慙憤。夫月者太陰、熒惑火星、不宜相干。臣聞盛德之主、不能無異、但當變改有以供御。孔子曰『雖明天子、熒惑必謀(13)。』禍福之徵、慎察用之。孝宣皇帝地節元年、月蝕熒惑、明年有霍氏亂(14)。孔子曰『火上不可握、熒惑班變不可息志、帝應其修無極(15)。』此言熒惑火精、尤史家所宜察也。楚莊曰『災異不見、寡人其亡(16)。』今變異屢臻、此天以佑助漢室、覺悟國家也。臣誠懼史官畏忌、不敢極言、惟陛下深留聖思、按圖書之文(17)、鑒古今之戒、召見方直、極言而靡諱、親賢納忠、推誠應人、猶影響也(18)。宋景公有善言、熒惑徙舍、延年益壽(19)。況乎至尊、感不旋日(20)。書曰『天威棗誡(21)。』言天德輔誠也。周公將沒、戒成王以左右常伯・常任・準人・綴衣・虎賁(22)、言此五官、存亡之機、不可不謹也。臣願陛下思周且之言、詳左右清禁之內、謹供養之官、嚴宿衛之身、申勅屢省(23)、務知戒慎(24)、以退未萌、以此無疆。謹匍匐自力手書密上。」上覽伉表、嘉其忠謨。伉目數病、手能細書。詡

案大臣、苟肆私意、詔坐上謝、佞蒙慰勞。

〔注〕

(1) 『後漢書』孝順帝紀「永建元年(一二六)二月甲申、葬安思皇后。

丙戌、太常桓焉爲太傅、大鴻臚朱寵爲太尉、參錄尚書事。長樂少

府九江朱佞爲司徒。…二年(一二七)秋七月甲戌朔、日有食之。

壬午、太尉朱寵、司徒朱佞罷。」李注「朱佞字孫卿、壽春人也。

佞音丑良反。」同桓榮丁鴻列傳「(丁鴻)門下由是益盛、遠方至者

數千人。彭城劉愷・北海巴茂・九江朱佞、皆至公卿。」同劉趙淳

于江劉周趙列傳「尚書陳忠上疏薦(劉)愷曰『：臣竊差次諸卿、

考合衆議、咸稱太常朱佞・少府荀遷。臣父寵、前忝司空、佞・遷

並爲掾屬、具知其能。佞能說經書而用心褊狹。』

(2) 『後漢書』虞傳蓋臧列傳「虞詡字升卿、陳國武平人也。…永建元

年(一二六)、代陳禪爲司隸校尉。數月間、奏太傅馮石・太尉劉

熹・中常侍程璜・陳秉・孟生・李閔等、百官側目、號爲苛刻。三

公劾奏詡盛夏多拘繫無辜、爲吏人患。…詡好刺舉、無所回容、數

以此忤權威、遂九見譴考、三遭刑罰、而剛正之性、終老不屈。」

(3) 『論語』季氏「孔子曰、求、周任有言曰『陳力就列、不能者止。』

危而不持、顛而不扶、則將焉用彼相矣。」包曰「言輔相人者、當

能持危扶顛、若不能、何用相爲。」

(4) 『漢書』公孫弘卜式兒寬傳「時上方興功業、婁舉賢良。弘自見爲

舉首、起徒步、數年至宰相封侯。於是起客館、開東閣以延賢人、

與參謀議。」師古曰「閣者、小門也。東向開之、避當庭門而引賓

客、以別於掾史官屬也。」

(5) 『後漢書』左周黃列傳「周舉字宣光、汝南汝陽人、陳留太守防之

子。…延光四年(一二五)、辟司徒李郃府。…後長樂少府朱佞代

郃爲司徒、舉猶爲吏。(順帝即位の功臣孫程が帝の怒りに遇い追

放されそうになつたのを帝を諫めてかばうよう朱佞に進言した

が、朱佞が躊躇するのに対し)舉曰『明公年過八十、位爲台輔、

不於今時竭忠報國、惜身安寵、欲以何求。祿位雖全、必陷佞邪之

譏。諫而獲罪、猶有忠貞之名。若舉言不足採、請從此辭。』佞乃

表諫、帝果從之。」

(6) 『尚書』堯典「乃命羲和欽若昊天、曆象日月星辰、敬授人時。」

(7) 『呂氏春秋』制樂「宋景公之時、熒惑在心。」高誘注「熒惑、五

星之一、火之精也。」

(8) 『易』繫辭上「是故天生神物、聖人則之。天地變化、聖人效之。

天垂象、見吉凶、聖人象之。河出圖、洛出書、聖人則之。」同賁

「觀乎天文、以察時變、觀乎人文、以化成天下。」

(9) 「東井」は二十八宿の「井宿」のこと。『漢書』天文志「東井爲

水事。火入之、一星居其左右、天子且以火爲敗。」

(10) 吳樹平は「辟」は「璧」に作るべきで月を指し、「金」は金星を指すという。王利器は「辟」を上句に付け、「并」を下句に付ける。呉に従う。

(11) 『史記』天官書、索隱「案、天文有五官。官者、星官也。星座有尊卑、若人之官曹列位、故曰天官。」

(12) 『荀子』富國「墨子之言、昭昭然爲天下憂不足。」「禮記」中庸「今夫天、斯昭昭之多、及其無窮也。日月星辰繫焉、萬物覆焉。」鄭

注「此言天之高明、本生昭昭、…昭昭猶耿耿、小明也。」

(13) 天文志「熒惑、天子理也、故曰雖有明天子、必視熒惑所在。」

(14) 天文志「地節元年（前六九）正月戊午乙夜、月食熒惑、熒惑在角・亢。占曰『憂在宮中、非賊而盜也。有內亂、讒臣在旁。』」

四年、故大將軍霍光夫人顯・將軍霍禹・范明友・奉車霍山及諸昆弟賓婚爲侍中諸曹九卿郡守皆謀反、咸伏其辜。」

(15) この語の出所不明。

(16) 『春秋繁露』必仁且智「楚莊王以天不見災、地不見孽、則禱之於山川、曰『天其將亡予邪。不說吾過、極吾罪也。』以此觀之、天災之應過而至也、異之顯明可畏也。此乃天之所欲救也、春秋之所獨幸也、莊王所以禱而請也。聖主賢君猶樂受忠臣之諫、而況受

天之譴也。」

(17) 注(8)参照。

(18) 吳樹平は、盧文弨『拾補』の「推誠」の下に四字の脱字があり、

「推誠○○、天之應人」とする説を支持する。『後漢書』郎顛襄

楷列傳「郎顛對曰『…由此言之、天之應人、敏於景響。』」尚

書「大禹謨「禹曰、惠迪吉、從逆凶、惟影響。」孔傳「迪道也、

順道吉、從逆凶、吉凶之報、若影之隨形、響之應聲、言不虛。」

(19) 『呂氏春秋』制樂「宋景公之時、熒惑在心。公懼、召子韋而問

焉曰『熒惑在心、何也。』子韋曰『熒惑者天罰也。心者宋之分野

也。禍當於君。雖然、可移於宰相。』公曰『宰相所與治國家也、

而移死焉、不祥。』子韋曰『可移於民。』公曰『民死、寡人將誰爲

君乎、寧獨死。』子韋曰『可移於歲。』公曰『歲害則民饑、民饑必

死。爲人君而殺其民以自活也、其誰以我爲君乎。是寡人之命固盡

已、子無復言矣。』子韋還走、北面載拜、曰「臣敢賀君。天之處高

而聽卑。君有至德之言三、天必三賞君。今夕熒惑其徙三舍、君延

年二十一歲。』公曰『子何以知之。』對曰『有三善言、必有三賞。

熒惑有三徙舍、舍行七星、是一徙當一年、三七二十一、臣故曰君

延年二十一歲矣。臣請伏於陛下以伺候之。熒惑不徙、臣請死。』

公曰「可。」是夕熒惑果徙三舍。」

(20) 『漢書』眭兩夏侯京翼李傳「(李尋)乃說(王)根曰：誠必行之、凶災銷滅、子孫之福、不旋日而至。」『論衡』雷虛「天怒不旋日、人怒不旋踵。」

(21) 『尚書』康誥「天畏棗忱、民情大可見、小人難保。」孔傳「天德可畏、以其輔誠。」『漢書』敘傳「作幽通之賦、以致命遂志。其辭曰：觀天罔之紘覆兮、實棗謹而相順。」應劭曰「棗輔也、謹誠也、相助也。」

(22) 『尚書』立政「周公：用咸戒于王曰『王左右常伯・常任・準人・綴衣・虎賁。』」孔傳「周公用王所立政之事皆戒於王曰、常所長事、常所委任、謂三公六卿。準人平法、謂士官。綴衣掌衣服。虎賁以武力事王。皆左右近臣、宜得其人。」

(23) 『尚書』益稷「帝庸作歌、曰『勅天之命、惟時惟幾。』」乃歌曰『股肱喜哉、元首起哉、百工熙哉。』臯陶拜手稽首、颺言曰「念哉、率作興事、慎乃憲、欽哉。屢省乃成、欽哉。」孔傳「屢數也。當數顧省汝成功、敬終以善、無懈怠。」

(24) 『禮記』中庸「君子可戒慎乎其所不睹、恐懼乎其所不聞。」鄭注「小人閒居爲不善、無所不至也。君子則不然、雖視之無人、聽之無聲、猶戒慎恐懼自修正、是其不須與離道。」

〔訳〕

九江の朱俛が司徒であつたとき、老齡のため司隸校尉の虞詡に「耳目不聡明」と奏上された。部下の掾属たちが激怒しているのを目にして、「倒れているのに扶け起こさないのではどうしてその人の補佐がつとまろうか。君が苦勞し臣が侮辱を受けているのに何としよう。」すると東閣祭酒として賓客待遇を受けている周拳は云つた、「昔、聖帝明王はみな日月星辰の運行を觀測して時の異変を察知し、戒めとしました。近頃熒惑火星に変異が起つています。ご自分の手で書面を作成して密かに上様にお知らせすることは可能ですか。」朱俛は「やれるだろう」と云つた。そこで周拳は草稿を作成した。

「私の聞くとところに依りますと、『易』に『天は日月星辰の象を降して吉凶をあらわす。聖人は天文を觀て時の異変を察する』とあります。私がひそかに觀察しておりますと、九月甲辰と今月丙辰に、熒惑星が東井宿に入り、月と金星が輝きを合わせ、しばらくしてやつと離れました。私の経術は淺薄で、天文にも通曉しておりませんが、この非常な配列を見て、不安になり再度見直しました。誠にひそかに怪しみ、誠に憤る次第です。そもそも月は太陰であり、熒惑は火星で、互いに侵犯しあうべきではありません。盛徳の君主に異変がないな

どということはありません、ただ異変に当たってすぐに改める備えを整えておく（ので大事に至ることはない）、と私は聞いております。孔子は『明天子といえども熒惑星には必ず注意を払う』と云っております。禍福の兆候を示すので慎重に觀察するのです。孝宣皇帝の地節元年に、月が熒惑を蝕し、明年（実際は四年）霍氏の乱が起りました。孔子は『火の手が上がったらその火を握ることはできない。熒惑の位置に異変が起きたら、記録を止めてはいけない。帝は異変が窮極に至らないよう収めなくてはいけない』と云っています。この言葉は、熒惑は火精なので、史官（天文官）はもともと觀察すべきであることを云っています。楚の莊王は『天が災異をあらわさないとは、天は私を滅ぼそうとしているのか』と畏れました。今変異が頻発していますが、これは天が漢室を助けようとし、国家に危機を気づかせようとしているのです。私が誠に危惧しておりますのは、史官が忌み畏れて敢えて進言しないのではないかということです。ただ陛下には聖思を深くこれに留めて、河図洛書の文をお調べになり、古今の戒めに鑒み、方直の士を召し出し、その厳しい言葉も諱むことなく、賢人に親しみ忠言を受け入れ、その誠意を推し進めに

なれば、天は影や響きのようにそれ応じてくれるでしょう。宋の景公は、熒惑星が心宿に入るといふ変異が起こった時、自分への天罰を宰相にも民にも収獲にも肩代わりさせることはできない、と云いました。天はこの善言に応じて、熒惑の位置を三度移して、景公の寿命を二十一年増しました。ましてや至尊の陛下が熒惑星の動きに対処なされば、日の旋るより早く天応がきましょう。『尚書』に『天の威は誡を秉く』とありますが、その意味は『天の徳は誠を輔佐する』です。周公は息を引き取る間際に、左右の近臣である常伯・常任・準人・綴衣・虎賁に適任者を用いるよう成王に戒めました。これらを五官と称しますが、存亡の要であり、慎重に選任しなければならぬのです。どうか陛下におかれましては周公旦の言葉を思い、左右の近臣および禁中の官を詳しくお調べになり、近侍の官を慎重にお選びになり、宿直護衛の臣を厳選し、任務を遂行しているか何度も省みるよう告戒なさり、人が見ていないところでも行いを戒め慎むよう必ずお教えなさいますようお願い申し上げます。さすれば災禍を未然に防いで、国家の存続は限りなくなるでしょう。謹んで匍匐し自ら努めて手書し密かに奉ります。」

帝は朱俛の上表文をご覧になり、その忠義の勸言を喜んだ。朱俛は目は何度か病んだが、手は細かい文字を書くことができたのである。虞詡は私意にまかせて大臣を考課したと上表して謝し、朱俛は慰勞を賜った。

謹按、論語「能以禮讓爲國乎。何有(1)。夫子温良恭儉讓以得之(2)」。傳曰「心苟不競、何憚於病(3)」。朱俛位極人臣、視事數年、訖無一言彌縫時闕(4)。又俛年且九十(5)、足以愠憤、義當自引、以避賢路。就使有枉、欣以俟命耳。何能乃發忿、欲自提理。周舉爲人謀而不忠(6)、維訖(7)匡陳、起自營衛。夫奉義順之謂禮、愛人而不以德(8)、不可謂仁、信不由中(9)、文辭何爲。向遇中宗(10)・永平之政(11)、救罪不暇、何慰勞之有。李統内省不疚(12)、進對温雅、明主是察、終爲長者。

〔注〕

(1) 『論語』里仁「子曰、能以禮讓爲國乎、何有。不能以禮讓爲國、如禮何。」

(2) 『論語』學而「子禽問於子貢曰『夫子至於是邦也。必聞其政、求之與、抑與之與。』子貢曰『夫子温良恭儉讓以得之。夫子之求之

也、其諸異乎人之求之與。』

(3) 『春秋左氏傳』僖公七年「春、齊人伐鄭。孔叔言於鄭伯曰『諺有之曰、心則不競、何憚於病。』」

(4) 『春秋左氏傳』僖公二十六年「桓公是以糾合諸侯、而謀其不協、彌縫其闕、而匡救其災、昭舊職也。」

(5) 周舉の言葉によればこのとき朱俛は八十歳を過ぎていた。前段注(5)参照。

(6) 學而「曾子曰、吾日三省吾身、爲人謀而不忠乎。」

(7) 吳樹平は「訖」を「計」の誤り、「維」は「惟」に通じて「思」「度」の意とする。王利器は「維訖」は「雖託」の誤りとする。王利器に従う。

(8) 『禮記』檀弓上「曾子曰、爾之愛我也不如彼。君子之愛人也以德、細人之愛人也以姑息。」

(9) 『春秋左氏傳』隱公三年「君子曰、信不由中、質無益也。」

(10) 『漢書』平帝紀「元始四年：尊孝宣廟爲中宗、孝元廟爲高宗、天子世世獻祭。」同宣帝紀「贊曰、孝宣治、信賞必罰、綜核名實、政事文學法理之士、咸精其能。」

(11) 『後漢書』孝明帝紀「論曰明帝善刑理、法令分明。日晏坐朝、幽枉必達。内外無倖曲之私、在上無矜大之色。斷獄得情、號居前代

十二。故後之言事者、莫不先建武永平之政。」

(12) 『論語』顔淵「司馬牛問君子。子曰『君子不憂不懼。』曰『不憂

不懼、斯謂之君子已乎。』子曰『内省不疚、夫何憂何懼。』」

〔訳〕

謹んで考察いたします。『論語』に「礼讓によつて国を治めることができるなら、何の問題があるうか」「先生は温・良・恭・儉・讓の五徳を備えておられたので行く先々の国から政治の相談をもちこまれた」とある。また『春秋左氏伝』には「競う心がなければ氣に病むこともない」という諺をのせている。朱偃は位人臣を極め、国政に数年携わつたが、最後まで時の朝廷の不足を補う進言を一度もしなかつた。加えて偃はもうじき九十歳になり、耄碌したといえる年齢で、義として自ら身を引き、優秀な後進に道を譲るべきであつた。たとへ虞翻が事実を枉げていたとしても、喜んで帝の命を待てばよかつた。どうして怒りを発して自分が衰えていないことを証明しようとしたのか。周華は真心を尽して人の為を考えず、朱偃のために書いた草稿の議論は正しいとはいへ、それを書いたのは自分の地位を守るためだつた。そもそも正義を奉じてそれに順うことを礼とあるのであり、徳によつて人を愛さ

ずその場限りの姑息な援助をするのは仁とはいえないし、思いやる心が本物でなければ、どんな草稿を作つても何にもならない。昔の中宗宣帝や明帝の永平の政のような、刑法が公平厳正に行われた御代に当たつていたならば、朱偃は罪を救つてもらふのがやつとで、慰勞をいただくなどあり得なかつただろう。李統は身を省みて疚しいことはなかつたので、帝の前に進み出ても穏やかに応対し、明主章帝は事実を察し、ついには世間から有徳の長者との評価を得た。

9 (蜀郡太守穎川劉勝季陵：)

蜀郡太守穎川劉勝季陵去官在家、閉門却掃(1)。歳時致敬郡縣、答問而已、無所褒貶、雖自枝葉莫力(2)。大僕杜密周甫亦去北海相在家(3)、每至郡縣、多所陳說、牋記括屬(4)。太守王昱頗厭苦之、語次、「聞得京師書、公卿舉故大臣、劉季陵、高士也、當急見徵。」密知以見激、因曰「明府在九重之内、臣吏惶畏天威、莫敢盡情。劉勝位故大夫、見禮上賓、俯伏甚於鱉蟬、冷澁比如寒蛭、無能往來(5)、此罪人也。清雋就義、隱居篤學、時所不綜、而密達之、冤疑勳賢、成・陳之罪所折

(6)、而密啓之(7)。明府賞刑得中、令問休揚、雖自天然之姿、猶有萬分之一。詩不云乎、『雨我公田、遂及我私(8)』。人情(9)所有、庶不爲闕。既不善是、多見譏論、夫何爲哉。」於是昱甚悅服、待之彌厚。

〔注〕

(1) 『後漢書』黨錮列傳「閉門埽軌、無所干及。」李注「軌車迹也。

言絕人事。」注(3)參照。

(2) 『春秋左氏傳』文公七年「(宋)昭公將去羣公子。樂豫曰『不可。公族、公室之枝葉也。若去之、則本根無所庇陰矣。』」吳樹平は、盧文昭の「莫」の下に「爲致」が脱落しているという説を支持する。

(3) 黨錮列傳「杜密字周甫、潁川陽城人也。爲人沈質、少有厲俗志。爲司徒胡廣所辟、稍遷代郡太守。徵、三遷太山太守北海相。…後密去官還家、每謁守令、多所陳託。同郡劉勝、亦自蜀郡告歸鄉里、閉門埽軌、無所干及。太守王昱謂密曰『劉季陵清高士、公卿多舉之者。』密知昱激己、對曰『劉勝位爲大夫、見禮上賓、而知善不薦、聞惡無言、隱情惜己、自同寒蟬、此罪人也。今志義力行之賢而密達之、違道失節之士而密糾之、使明府賞刑得中、令問休揚、不亦萬分之一乎。』昱慙服、待之彌厚。後桓帝徵拜尚書令、遷河

南尹、轉太僕。黨事既起、免歸本郡、與李膺俱坐、而名行相次、故時人亦稱李杜焉。後太傅陳蕃輔政、復爲太僕、明年、坐黨事被徵、自殺。」

(4) 王利器、「括」を「託」の誤りとする。これに従う。

(5) 『尚書』君奭「無能往來。茲迪彝教文王蔑德、降于國人。」孔傳「有五賢臣、猶曰其少、無所能往來。而五人以此道法、教文王以精微之德、下政令於國人。言雖聖人、亦須良佐。」『漢書』楊胡朱梅云傳「(朱)雲數上疏、言丞相韋玄成容身保位、亡能往來。」李奇曰「不能有所前卻也。」師古曰「周書君奭之篇稱周公曰『惟文王尚克修和有夏、有若虢叔・閔夭・散宜生・泰顛・南宮括。』又曰『亡能往來。』故雲引此以爲言也。』『後漢書』宣張二王杜郭吳承鄭趙列傳「(杜)林從(張)竦受學、博洽多聞、時稱通儒。」李注「風俗通曰、儒者區也。言其區別古今、居則翫聖哲之詞、動則行典籍之道、稽先王之制、立當時之事、此通儒也。若能納而不能出、能言而不能行、講誦而已、無能往來、此俗儒也。」

(6) 吳樹平は、上文に做えばこの句は二句八字で、「所折」の上下に一字ずつ脱字があると言う。

(7) 吳樹平は上句「成」が誰を指すか不明、「陳」は高祖の臣で後に謀反した陳豨を指すか、という。王利器に考なし。王利器は二

カ所の「密」及び「成・陳」を人名としていない。

(8) 『詩經』小雅大田「雨我公田、遂及我私。」

(9) 『漢書』文帝紀「十二年…(詔)又曰『孝悌、天下之大順也。力

田、爲生之本也。三老、衆民之師也。廉吏、民之表也。朕甚嘉此

二三大夫之行。今萬家之縣、云無應令、豈實人情。是吏舉賢之道

未備也。』師古曰「無孝悌力田之人可應察舉之令。」

〔訳〕

穎川の劉勝字季陵は蜀郡太守の官を去った後自宅に帰り、門を閉じて世間との交渉を絶った。毎年決まった時に地元郡と県の役所を表敬訪問したが、ありきたりの挨拶をするのみで、誰彼を誉めることも貶すこともしなかった。自分の宗族の子弟でも推薦することに力を使わなかった。のちに太僕となつた杜密字周甫もまた北海国の相を務めた後家に戻つていたが、郡や県を訪問するたびに、あれこれ陳説したり、自分の仲間を推薦する文書を作つて提出した。穎川太守王昱はいささかうるさく思い、話のついでに、「都からの文書によりますと、公卿たちが故の大臣を推挙することになり、劉季陵が高士であるとして急遽召し出されるそうです」と云つた。杜密は自分を当てこすつているのだと気づき、云うには「太

守殿は九重の門の奥に居られ、ご家来たちも威厳を畏れて敢えて実情を報告していません。劉勝はかつて朝廷の大夫の位にあり、太守殿から上賓の礼でもてなされておりますが、スッポンやハリネズミのよりも固くうずくまり、ゲジゲジのように隠れて縮こまり、国家の為に往来奔走することもできません。これでは罪人です。清廉な俊才で正義に身を置く者や、自宅から出ずに篤く学問に励む者で、世の中に知られていない者がいれば、私が太守殿に推薦し、功績があつたり賢人であるのに嫌疑をかけられている者や、成・陳のような罪を犯しながら見過ごされている者がいれば、私がそれを報告しているのです。太守殿の賞罰が公平正当で、名聲が称揚されているのは、もちろんご自身の天与のお人柄によりますが、私の助言もその万分之一くらいは寄与していると思います。『詩經』大田の詩に「恵みの雨は公田を潤し、我々の私田にも及んだ」とありませんか。(雨のように)民間の人材の情報をも一つも漏れないよう把握される事を願つていなのです。これを評価されない上に批判されるとは、どうしたらいいのでしょうか。」すると王昱は彼の言いに喜んで承服し、以前にも増して厚くもてなすようになった。

謹按、論語「澹臺滅明非公事、未嘗至於偃之室也(1)。君子思不出其位(2)」。孟軻亦以爲達則兼濟天下、窮則獨善其身

(3)。劉勝在約思純(4)、其靜已甚、若時意宴及、言論折中

(5)、亦無嫌也。杜密婆娑(6)府縣、干與王政、就若所云、

猶有公私。既見譏切、不蹴坐謝負、而多伐善(7)、以爲己力

(8)、惟顏之厚(9)、博而俗矣。

〔注〕

(1) 『論語』雍也「子游爲武城宰。子曰『女得人焉耳乎。』曰『有澹

臺滅明者、行不由徑、非公事、未嘗至於偃之室也。』」包曰「澹臺

姓、滅明名、字子羽。言其公且方。』『史記』仲尼弟子列傳「澹臺

滅明、武城人、字子羽。少孔子三十九歲。狀貌甚惡。欲事孔子、

孔子以爲材薄。既已受業、退而修行、行不由徑、非公事不見卿大

夫。」

(2) 『論語』憲問「子曰『不在其位、不謀其政。』」曾子曰『君子思不

出其位。』

(3) 『孟子』盡心上「尊德樂義、則可以囂鬻矣。故士窮不失義、達不

離道。窮不失義、故士得己焉、達不離道、故民不失望焉。古之人

得志、澤加於民、不得志、脩身見於世。窮則獨善其身、達則兼善

天下。」

(4) 『春秋左氏傳』昭公二十八年「(成鱗)對(魏子)曰『何也、戊

之爲人也、遠不忘君、近不偪同、居利思義、在約思純。』

(5) 『史記』孔子世家「太史公曰：自天子王侯、中國言六藝者折中於

夫子、可謂至聖矣。」

(6) 杜摯「贈毋丘儉詩」「騏驥馬不試、婆娑槽檻間。」

(7) 『論語』公冶長「顏淵季路侍。子曰『盍各言爾志。』」顏淵曰『願

無伐善、無施勞。』

(8) 『春秋左氏傳』僖公二十四年「(介子)推曰『：天實置之、而二

子、以爲己力、不亦誣乎。竊人之財、猶謂之盜、況貪天之功、

以爲己力乎。』

(9) 『詩經』小雅巧言「巧言如簧、顏之厚矣。」鄭箋「顏之厚者、出

言虛僞、而不知慙於人。」

〔訳〕

謹んで考察いたします。『論語』に「澹台滅明は公事でなけ

れば、(武城の宰の)子游の私邸を訪れなかった」「君子は自

分の本務以外の事は考えない」とあり、孟子もまた「榮達す

れば天下の人々を一緒に救済し、不遇にあればひとり自分の

身を修めてりつぱにする」と考えている。劉勝は貧しくとも

清純を慕い、はなはだ静穏な生活をおくり、当時の人々の心を安楽にするように、言論は公平で中庸を得ており、嫌がられることがなかった。杜密は郡や県の役所に入り浸り、王政にお節介をやき、たとえ彼の云う通りだとしても、やはり公私の分というものがある。太守に嫌みを言われても席を降りて謝罪することもせず、かえって己の善行を自慢し、太守の評判を己の力のおかげだというのは、面の皮の厚いことといったら、世情に博く通じてはいるが俗儒である。